

八幡平市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ガイドブック

目次

- 1 八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは
- 2 制度を利用できる方
- 3 手続きの流れ
- 4 届出に必要なもの
- 5 交付書類
- 6 その他の手続き
- 7 自治体間連携について
- 8 Q&A
- 9 利用できるサービス
- (参考) 八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに 関する要綱

1 八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

八幡平市は、「性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、令和7年1月1日から八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。

「八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とは、性別や性自認、 性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相 互に支え合うことを約束したお2人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領 したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない性的マイノ リティのカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができま す。

また、宣誓する方に子・親(養子・養親を含む)がいらっしゃる場合、家族 として併せて受領証に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

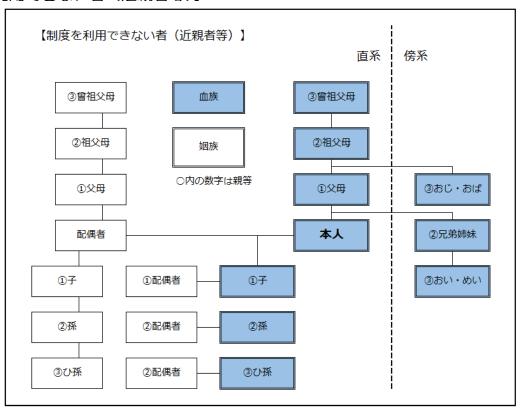
2 制度を利用できる方

宣誓をされるお2人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ●互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで 相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること
- ●成人(18歳以上)であること
- ●少なくとも一方が市内に居住し住民票があること (宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む)
- ●配偶者がいないこと
- ●他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ●民法で定められている近親者でないこと(下図の関係(続柄)の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。)

〇ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象とする子、親の同意が得られている こと(子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であること)

【制度を利用できない者(近親者等)】



3 手続きの流れ

要件の確認、書類の準備

要件をご確認のうえ、必要書類を準備してください。(2ページ、4ページ参照)



宣誓日の予約

電話またはメールで下記担当までにご連絡ください。

事前の必要書類を提出

◎宣誓日◎

予約した日時に、本人確認書類(原本)を準備し、お2人そろってお越しください。 宣誓書に署名していただきます。(4ページ参照)

双方又は一方が八幡平市在住の場合

受領証等※交付 (当日交付、30分程度 時間をいただきます) 双方とも市外在住(転入予定)の場合

転入予定 受付票交付

八幡平市に転入後、転入完了届出書提出

【担当】

八幡平市文化スポーツ課

T028-7397

八幡平市野駄第 21 地割 170 番地

電話: 0195-74-2111

午前8時30分から午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

メール:

bunkasports@city.hachimantai.lg.jp

受領証等※交付 (当日交付、30分程度 時間をいただきます)

※パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証及び受領証カードのこと。 (5ページ参照)

4 届出に必要なもの

●パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し必要な書類等は以下のとおりです。

〔必要書類(事前提出時)〕

必要な書類等	備考	チェック
宣誓届	【様式第1号】	
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	・3か月以内に発行されたもの。 ・本籍、続柄、個人番号の記載は不要です。 ・同一世帯の場合は1通で構いません。 当制度には住所の要件を定めていることから、確認のためご提出をお願いしています。	
(双方が市外在住の方の み)転入予定であることが わかる書類	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 ※後日、転入後の住民票の写しを提出いただきます。	
戸籍抄本	・ファミリーシップの宣誓も希望する場合は、対象となる子・親を含めた写しを 指定してください。・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行す る書面とその日本語訳文。	
(ファミリーシップも宣誓する方のみ) ・同意書 ・子については生計同一であることが分かる書類	【様式第1号別紙】 ・ファミリーシップの対象としたい子・親から、自署による同意書が必要です(病気、障害等により自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については同意書不要です。)。 ※制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いいたします。 ※ファミリーシップに氏名を記載されている方が、受領証等から氏名の削除を希望する場合には、ご本人の申し立てにより、削除することができます。 (15歳未満の子については、満15歳に達した時点で申し立て可能)	
(通称名を使用する方の み)日常的に通称名を使用 していることがわかるもの 2点以上	例)勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、 郵便物等	

〔宣誓日(予約し来庁する日)〕

必要な書類等	備考	チェック
宣誓書	【様式第3号】 ※市で準備します	
本人確認書類(原本)	・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 例)運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※上記が無い場合は、年金手帳等。	

●双方とも市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備考	チェック
転入完了申出書	【様式第7号】	
転入後の住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	・転入から 14 日以内	
転入予定受付票 (宣誓日に交付したもの)	・転入予定受付票と引き換えに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受 領証及び受領証カードをお渡しします。	
本人確認書類(原本)	上記参照	

5 交付書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第4号】A4サイズ 市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。 お2人に1枚交付します。

様式第4号(第6条関係)

(表)

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏 名 氏 名

 年
 月
 日生
 年
 月
 日生

宣誓日: 年 月 日

八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受理したことを証します。

年 月 日

八幡平市長

この受領証の提示を受けられた方へ

本市では、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを市長に対し宣誓する「八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を設けています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し、支え合うことを宣誓されたことを、八幡平市として証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップ・ファミリーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち継続的に協力し合うことを約束したお二人による関係、又はお二人とその子又は親(養親子を含む)を含んだ関係を言います。

2 プライバシー保護について

他人の性自認や性的指向を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウティング」といい、時に 命に関わることのある重大な人権侵害にあたります。

本制度利用者のプライバシー保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

3 通称名を使用している場合

以下に、戸籍に記載されている氏名(外国人等にあたっては、旅券又は在留カードに記載されている氏名)を記載します。

宣 誓 者

宣誓者

通 称 名

通 称 名

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第5号】

市が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する運転免許証サイズの 携帯用カードです。お2人それぞれに1枚ずつ交付します。

様式第5号(第6条関係)

〈表〉

第 号

八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓日 年 月 日

本 人 パートナー

年 月 日生 年 月 日生

年 月 日

八幡平市長回

戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)

本 人

パートナー

又は親の氏名 (続柄)

この受領証カードの提示を受け取られた方へ

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力 し、支え合うことを宣誓されたことを、八幡平市として証するものです。この制度は 法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十 分ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、利用者のプライバシー保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

6 その他の手続

〇再交付手続き

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまった場合などは、再交付申請をすることができます。郵便又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	様式	備考
紛失	【様式第8号(再交付申請書)】	・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等	※申請者の本人確 認書類を添付して ください	・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付して ください。引き換えに新しい受領証等を交付します。

新しい受領証等は、窓口での交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料を ご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確認書類を持参してく ださい。(1人での来庁でもよろしいです。)

〇届出事項の変更等手続き

届出内容に変更があったときは、届出事項変更届が必要です。郵便又は持参により、必要書類を 提出してください。

変更事項	様式	添付書類(当初の宣誓届時の説明参照)	受領証等の添付
住所		・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
氏名	【様式第9号	• 戸籍抄本	要
通称名	(届出事項変 更届)】	• 通称名を使用していることが確認できる書類	要
子又は親の新たな加入	※届出者の本 人確認書類を 添付してくだ	・対象者の戸籍抄本・同意書・子については生計同一であることが分かる書類	要
子又は親のファミリー シップからの削除		_	要
子又は親本人の申し立 てによるファミリーシ ップからの削除	【様式第 10号(申立書)】	※申立者の本人確認書類を添付してください	要

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口での交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。 郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡の上、本人確 認書類を持参してください(1人での来庁でもよろしいです)。

〇返還手続き

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。郵便又は持参により、必要書類を提出してください。

返還理由	様式	備考
パートナーシップを解 消したとき	【様式第 11 号 (返還届)】 ※届出者の本 人確認書類を	・1人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ 届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		※ただし、ファミリーシップに子又は親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子又は親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。(その場合は返還届ではなく、様式第9号「届出事項変更届」を提出してください。)
宣誓者の双方が市外に 転出したとき	添付してくだ さい 	転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外 に移動される場合は除きます。
その他届出の要件を満たさなくなったとき		

- ※事前に連絡の上、本人確認書類(原本)を持参してください。
- ※宣誓書受領証と受領証カードを返還いただきます。
- ※返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効処理を施した上でお返しします。
- ※返還され無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

こんな時は宣誓の内容が無効になります。

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とします。

- ・宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- (双方とも転入予定として宣誓をした後) 宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- ・受領証等の不正使用(受領証等の複製、改ざん等を含む)や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき
- ※無効となった場合、受領証、受領証カードを返還してください。
- ※無効とした受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

7 自治体間連携について

パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用している方が住所を異動する際は、転出元自治体に受領証等の返還手続きを行い、転入先自治体に改めて宣誓を行う必要がありますが、岩手県内自治体間連携の開始により、県内連携自治体間で住所異動を行う場合、手続きの一部を省略することができるようになりました。

(1) 八幡平市から転出する場合

八幡平市から岩手県内のパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している他の自治体へ転出し、転入先自治体で継続の手続きをする場合は、八幡平市へのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の返還手続きは省略できます。八幡平市が交付した宣誓書受領証等は、転入先自治体で継続の手続きをする際に提出してください。

なお、転入先での手続きは自治体により異なりますので各自治体のホームページなどでご確認ください。

(2) 八幡平市に転入する場合

県内連携自治体から八幡平市へ転入する場合は、八幡平市に継続の手続きをすることで、新たに八幡平市の宣誓書受領証等を発行します。

なお、連携自治体からの転入であっても、八幡平市における宣誓要件を満たさない場合は本 制度の対象になりません。

●継続申告の流れ

宣誓の要件を確認し、下記書類を持参または郵送してください。

- ・パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第12号)
- 転出元自治体で交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」等
- 八幡平市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書等
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- (郵送での証明書交付を希望する場合) 宛名を記載し、切手を貼付した返信用封筒
- ※このほか、必要に応じ書類の提出を求めることがあります。
- ※新しい受領証等の交付には数日かかります。

【手続き場所(持参、郵送とも)】

〒028-7937 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地 八幡平市役所文化スポーツ課

〈留意事項〉

転出元の自治体に、八幡平市で宣誓書受領証等を新たに交付した事実を通知するとともに、転出元の自治体から交付された宣誓書受領証等の原本を送付します。

継続申告の手続きが完了した後は、八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の適用を受けます。

8 Q&A

NO		Q&A
1	八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 とはどのようなものです か。	現行の婚姻制度を利用できない(又は利用しない)2人が、 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任 を持ち、継続的に協力し合うことを市に宣誓することができる 制度です。(パートナーシップ) パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性 についても、併せて宣誓することができます。(ファミリーシップ) ※ご本人の同意が必要です。 宣誓書を受領した場合、市は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」等を交付します。
2	なぜ制度を導入するので すか。	八幡平市は、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづく りを目指しています。現行の婚姻制度を利用できず、不便や生 きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、多様 な生き方が尊重される取組が広がっていくことを期待してい ます。
3	パートナーシップ・ファミリーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか。	婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、市の内部規定に基づくもので、婚姻のような法的効果は発生せず、戸籍や住民票の記載が変わるものでもありません。
4	対象は同性パートナーだけですか。	宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。
5	パートナーシップとは具 体的にどのようなことで すか。	必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことなどを指します。
6	交付された宣誓書受領証 は、公的な本人確認書類と して使用できますか。	使用できません。この制度は、2人が互いにパートナー関係 であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣 誓し、市が宣誓書を受領した事実を証するものです。
7	宣誓することによるメリットはなんですか。	市からの受領証の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お2人や、お子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。

8	子や親も対象とするのはなぜですか。	現行の婚姻制度を利用できない2人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、2人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎や通院介助等を、パートナーが行うことなどが考えられます。このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子・親についても受領証等に氏名を記載できるようにしたものです。
9	外国籍の人も利用できますか。	外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
10	外国で同性婚をしている カップルは宣誓できます か。	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。
11	パートナーと養子縁組を していても宣誓できます か。	2人が近親者(養子縁組によって近親者となった場合を除く)でなければ宣誓が可能です。性的マイノリティの方の中には、同性カップル等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。
12	なりすましなどの悪用を されませんか。	住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、受領証等交付時には、宣誓する2人に来庁いただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とするほか、無効となった交付番号をホームページで公開します。
13	どんなサービスが受けら れますか。	市のサービスでは、従前より、市営住宅の入居や市立病院での面会等にあたっては、状況に応じ家族と同様の関係性にあるものとして配慮されていますが、他のサービス等においても、家族として利用できることが広がるよう、順次見直しを進めてまいります。 民間サービスにおいては、それぞれの事業者の判断に委ねられますが、全国の取組み例を見ますと、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン手続きなどにおいて配慮されるケースが見受けられます。 今後、様々なサービスが広がるよう、民間事業者や市民の皆様に対して、市から協力を呼びかけてまいります。また、利用できるサービスについては、巻末に掲載しておりますが、市ホームページ等で随時情報更新してまいります。
14	受領証・受領証カードに有効期限はありますか。	有効期限はありません。
15	同居していないと制度を 利用できませんか。	パートナーについては、少なくとも一方が市内に在住又は転 入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

16	ファミリーシップの要件 はなんですか。	お子さんについては、パートナーの双方又は一方の養育関係 にあるお子さんを基本とします。(同居し世話をしているお子 さんや、市外に進学し仕送りをしているお子さん等)。 親御さんについては、住所や生計同一を問いません。 詳しくはご相談ください。
17	子や親の承諾はどのようにとるのですか。	ファミリーシップの宣誓をしようとする子・親については、 家族で十分相談していただいた上で、15歳以上の方について は自署の同意書をいただくこととしています。また、ファミリ ーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削 除が可能です。(15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し 立てができます。)
18	プライバシーは守られま すか。	宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。また、宣誓があったことやその内容については、受付担当部署のみで適切に管理し、他部署に情報提供することはありません。
19	宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。	文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。
20	通称名は使用できますか。	性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用することができます。受領証や受領証カードには、裏面に戸籍名を記載します。
21	パートナーシップ・ファミ リーシップを解消する場 合はどうすればよいです か。	返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。
22	市外に転出する場合はどうすればよいですか。	2人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出の上、受領証や受領証カードをご返還ください。ただし、転勤、親族の介護等やむをえない事情により、一時的に市外に移動される場合は返還届不要です。
23	転出先では受領証等を引き続き使うことはできないのですか。	この制度は自治体ごとに定めたものですので、転出先で引き 続き使うことはできません。転出先でパートナーシップ制度等 を実施している場合は、改めての手続きが必要です。 自治体間での連携やサービスの提供等については、今後の他 自治体の導入状況等を見ながら検討してまいります。
24	事前に予約や書類提出が 必要なのはなぜですか。	当日スムーズに受領証等をお渡しするため、宣誓日(受領証等交付予定日)の事前予約と 10日前までの書類提出をお願いしています。

25	郵送での手続きはできま すか。	事前の宣誓書類のご提出は窓口持参のほか、郵送でも可能です。ただし、受領証等の受取りの際は、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓者お2人でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
26	代理人による手続きはで きますか。	原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気 等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
27	ファミリーシップの対象 にする子どもや親も、手続 きに連れて行く必要があ りますか。	ご一緒においでください。ただし、いらっしゃることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。 ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、同意書をいただいてください。
28	宣誓に費用はかかります か。	費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類(住民票や戸籍抄本等)の交付手数料などは、自己負担となります。
29	土日など、休みの日に予約 することはできますか。	申し訳ありません。宣誓の受付や受領証等の交付は、土日祝日や年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。どうしても難しい場合にはご相談ください。
30	宣誓書類はどこで手に入 れることができますか。	八幡平市文化スポーツ課(市役所本庁舎1階)、西根総合支所、安代総合支所に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
31	受領証や受領証カードを 紛失したらどうすればよ いですか。	受領証や受領証カードを紛失したり、破損や汚損した場合、 再発行申請ができます。様式第8号「再交付申請書」を提出し てください。

※ その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。 宣誓やその他手続きに必要な書類は、下記窓口に準備しているほか、文化スポーツ課リンク先ページよりダウンロードできます。

八幡平市文化スポーツ課

〒028-7397 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地(八幡平市役所)

電話: 0195-74-2111

午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

9 利用できるサービス

【利用可能な主な市の行政サービス】(令和7年1月現在)

◆パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
納税相談	納税に関する相談ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が 必要)	税務課
個人住民税の減免申請	申請ができる。(委任状が必要)	
税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの申請、受 領ができる。(委任状が必要)	
固定資産課税台帳(名寄帳) の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳(名寄帳)の写しの申請、受領ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
固定資産税・都市計画税の 納税通知書、納付書の再発 行	納税通知書、納付書の再発行ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が 必要)	
固定資産税・都市計画税の 課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応が可能 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が 必要)	
り災証明書の申請 (火災以外の自然災害)	り災証明書の申請、受領ができる。 (納税通知書または委任状が必要)	
り災証明書(火災に起因するもの)の申請	り災証明書の申請、受領ができる。 (り災者本人からの委任または委任状が必要)	八幡平消防署 76-2119
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票 の発行ができる。	市民課
要介護認定の申請	家族による代理手続きと同様に申請ができる。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請、受領ができる。	健康福祉課
教育·保育給付認定申請 (認可保育所入所申込含)	教育・保育給付認定及び保育の提供について、 パートナーの子の保護者として申請できる。	地域福祉課
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認 定申請)	施設型給付を受けない幼稚園等の利用料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の保育利用料の無償化について、パートナーの子の保護者として申請できる。	地域福祉課

◆パートナー(及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親)を家族とみなして制度が適用されるもの

制度・サービス名			
	担当課・問い合わせ先		
市営住宅の入居	市営住宅への入居ができる。	建設課	
八幡平市移住支援金	交付要件を満たす東京圏からの転入者に対して、所定の金額を支給する際、同一世帯として適用される。(支援対象者の要件あり)	まちづくり推進課	
八幡平市若者・移住者 空き家住まい支援補 助金	八幡平市空き家等バンク登録物件を購入した場合に、世帯として購入費補助金の申請ができる。 (補助対象者の要件あり)	まちづくり推進課	
生活保護の申請・受給	同居している場合に同一世帯員として申請、受 給ができる。(算定にあたってはパートナーの所 得が合算される。)	地域福祉課	
身体に障がいがある 人などの軽自動車税 (種別割)の減免	身体障害者等またはそのパートナーが所有する 軽自動車の軽自動車税(種別割)を、要件に該当 する場合は、申請により減免する。 (申請における委任状などは必要なし)	税務課	
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗でき る。	八幡平消防署 76-2119	
(市立病院)患者への 面会	市立病院における面会を認める。	八幡平市立病院	
(市立病院)患者の病 状説明	入院患者の病状確認・説明を受けることができ る。	76-3111	
(市立病院)緊急連絡 先の指定	緊急時の連絡先として指定できる。		
災害時の安否情報の 提供	災害対策基本法の規定に基づく災害時の安否情報照会において、親族としての区分でパートナーの安否情報の提供を受けることができる。	防災安全課	

◆その他

制度・サービス名	制度内容•注意点	担当課・問い合わせ先
市内施設利用 (コミュニティセンター、 図書館等)	保護者情報が必要な申請(図書貸出、講座申 込等)について、パートナーの子の保護者と して申請できる。	各施設
DV 相談	パートナーからの暴力の相談ができる。	地域福祉課
パパママ教室などの各種 教室	パートナーと一緒に教室に参加できる。パートナーの子の保護者として教室に参加できる。	健康福祉課

※制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受 けられますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。(手続きがスムーズに なることがあります。)

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサー ビスについても、状況によりご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねくだ さい。

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院での面会手続き、病状説明等において、お2人の関係性を確認す る手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。

詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

内容	所管部局	電話番号
県立病院に関すること	医療局医事企画課	019-629-6342
県営住宅の入居に関すること	県土整備部建築住宅課	019-629-5931
県の取組全体に関すること	環境生活部若者女性協働推進室	019-629-5336

※その他、利用可能な岩手県のサービスについては県ホームページをご確認ください。

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが以下のような例が見られます。

- 携帯電話会社の家族割適用
- ・ 金融機関の住宅ローン
- •賃貸物件へのパートナーとの入居 ・診療情報や面会の機会等の提供
- 生命保険の死亡保険金受取人の指定
- 自動車保険の特約等におけるパートナーの適用

※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。

また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで情報提供しています。